

市町村名： 渋川市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率 （利子補給の場合は 利子補給率）	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 （申込・問合せ先）	H P掲載（リンク先）	その他
移住者住宅支援事業助成金	助成	移住者住宅支援事業	住宅を取得し市外から転入する人に助成する。 ①玄関、台所、便所、浴室があり、床面積の合計が50㎡以上の住宅 ②建物の所有権保存登記から1年以内	①市内に住宅を取得して、市外から転入する人 ②市区町村税を滞納していない人 ③初めて市に住民登録する、又は市から転出して1年以上経過している人 ④住民登録をしてから2年を経過していない人 ⑤助成対象者につき1回限り ⑥新生活応援事業助成金及び移住支援金の交付を受けていないこと 【加算額】 ア)若者支援(40歳未満) 10万円 若者支援(30歳未満) 更に10万円 イ)市内業者利用 30万円 ウ)中古住宅取得 10万円 渋川空き家バンク利用 更に20万円 エ)普通自動車運転免許取得支援 20万円 オ)ペーパードライバー講習受講支援 3万円 カ)テレワーク勤務支援 20万円 キ)県外勤務支援 20万円 ク)県外移住者支援 20万円 ケ)県外被災者移住支援 30万円 コ)居住誘導区域加算 20万円 サ)過疎地域加算 10万円 【特別加算額】 ア)居住誘導区域特別加算 100万円 イ)過疎地域特別加算 100万円	10万円 （加算額を含め最大120万円(県外被災者移住支援該当者は最大150万円)） （特別加算に該当すると上記に更に100万円特別加算）			随時	予算の範囲内	市民協働推進課	0279-22-2401	<a href="https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-
sumai/sumai/ijyuu/p003794.html">https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi- sumai/sumai/ijyuu/p003794.html	
新生活応援事業助成金	助成	新生活応援事業	婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に市内の新居において新生活を開始した世帯に助成する。	①婚姻等をし、市内に住民登録をし、定住すること ②申請日の年齢がお二人とも40歳未満であること ③婚姻日等の前後6か月の間に、転居届又は転入届による住民異動を行った二人の世帯員及びその一方或いは双方の扶養義務のある子どものみにより、市内の住宅(工事請負契約若しくは売買契約により取得した住宅又は賃貸借契約により借り受けた住宅)において新生活を開始していること ④婚姻日等から6か月を超えていないこと ⑤助成対象者につき1回限り ⑥移住定住新生活応援事業助成金及び新生活応援事業助成金の交付を受けていないこと。 ⑦移住者住宅支援事業助成金及び移住支援金の交付を受けていないこと ⑧納入義務を有する市区町村税の未納がないこと ⑨生活保護法で定める被保護者ではないこと ⑩暴力団員でないこと 【加算額】 5万円 婚姻日等の6か月前から助成金申請日まで市内へ転入した場合、お一人につき	10万円 （加算額を含め、最大20万円を限度）			随時	予算の範囲内	市民協働推進課	0279-22-2401	<a href="https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/life_event/hikkoshi-
sumai/hikkoshi/p008216.html">https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/life even t/hikkoshi- sumai/hikkoshi/p008216.html	
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	市が耐震診断者を派遣し図面を元に現地調査を行い、一般診断により住まいの耐震性を把握しその後の耐震化を促進する。	次の①～⑥の全てに該当するもの ①昭和56年5月31日以前に建てた一戸建て住宅 ②住宅の用に供される面積が、延べ面積の過半を占める住宅 ③地上2階建以下の住宅 ④在来軸組工法(太い柱又は垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的工法で建てられた住宅を含む)によって建てられた住宅 ⑤市税を滞納していないこと。 ⑥市内に住所を有する個人が居住している住宅又は居住しようとする住宅	無料のため限度額なし ＊交通費1,000円の個人負担有り （耐震診断者に直接払う）			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/sumai/sumai/p001570.html	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	耐震診断を行った木造住宅を対象に耐震改修費を助成し、地震に強いまちづくりの推進を図る。	次の①～⑦の全てに該当するもの ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅および店舗等併用住宅(半分以上が居住用)で地上二階建以下のもので、原則居住をしている住宅。 ②木造在来軸組構法(伝統的構法を含む)によって建てられたもの。 ③市税を滞納していないこと。 ④設計及び工事監理が、一級、二級及び木造建築士で「木造住宅の耐震診断と補強方法」の講習を受講している者が行うものであること。 ⑤耐震改修工事が、木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された戸建住宅を、耐震改修後の耐震性の上部構造評点の耐震診断が1.0以上となるものであること。 ⑥工事着手前であること ⑦工事完了の報告を申請した年度の3月末日までに提出できるもの	耐震改修工事費(設計、耐震改修工事及び工事監理費)の2分の1(限度額100万円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/sumai/sumai/p001569.html	

令和6年度住まいに関する支援制度一覧（2/2）

市町村名： 渋川市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率 （利子補給の場合は 利子補給率）	融資期間	申請／募集時期	募集枠	担当課	電話番号 （申込・問合せ先）	H P 掲載（リンク先）	その他
耐震シェルター等設置工事費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	耐震診断を行った木造住宅で部屋の一部に耐震シェルターや耐震ベッドを設置する工事費を助成し、地震に強いまちづくりの推進を図る。	高齢者のみ居住する住宅または障害者が同居する住宅で次の条件を満たすもの。 ①市内の住宅で個人が所有するもの ②昭和56年5月31日以前に建てた一戸建て住宅または併用住宅（住宅が半分以上のもの）で地上2階建以下のもの ③木造（在来軸組構法等）で建てられたもの ④耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの ⑤耐震シェルター、耐震ベッド装置の機種は、市が認める機種から選択し設置するもの ⑥市税を滞納していないこと ⑦工事着手前であること ⑧工事完了の報告を申請した年度の3月末日までに提出できるもの	設置工事費（購入費、運搬費含む。）の2分の1（限度額30万円）			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279－22－2072	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/sumai/sumai/p005726.html	
危険ブロック塀等除却費	助成	危険ブロック塀等除却事業	地震発生時に伴う危険ブロック塀等の倒壊による人命被害を防ぐため、道路に面する危険ブロック塀等の除却費用を助成し、地震に強いまちづくりの推進を図る。	次の①～⑦の全てに該当するもの ①危険ブロック塀の個人の所有者等 ②道路に沿って設置されているもの ③道路又は地表面から垂直距離が1.2mをこえるもの ④国の点検表により点検した結果、危険性があるとみなされたもの ⑤市内の工事業者が工事を行うもの ⑥工事着手前であること ⑦工事完了の報告を申請した年度の3月末日までに提出できるもの	除却費の2分の1（限度額5万円）			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279－22－2072	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/sumai/p011170.html	
リフォーム資金（住宅リフォーム補助）	助成	住宅エコリフォーム支援事業	脱炭素社会に向け省エネ化を図るため、自己の居住している住宅のエコリフォーム費用を補助する。 ①個人住宅、併用住宅の住宅部分のエコリフォーム全般（外構工事、新築、10㎡を超える増築等は除く） ②市内の事業者へ発注するエコリフォーム ③対象エコリフォーム費用が20万円以上（消費税含む）以上のもの	次の①～⑥の全てに該当するもの ①市内に住民登録がある人 ②市の他の補助制度を重複して受けていない人 ③市税を滞納していないこと ④工事着手前に申請できる人 ⑤完了実績報告を申請した年度の3月末日までに提出できる人 ⑥補助対象者及び対象住宅につき1回限り	対象工事費の5% （上限10万円）			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/sumai/p010382.html	
住宅家賃	助成	住居確保給付金	離職などにより住居を失った、もしくは失うおそれのある者又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者に、一定期間家賃相当額を支給する。	・離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者 ・離職して2年以内の者又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者 ・誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。 ・収入及び資産が、収入要件、資産要件の範囲内であること。	30,700円 （単身世帯）	—	原則3か月 （最長9か月）	随時	—	地域包括ケア課	0279－22-2115	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kenkou/fukushi/seikatsu/p000403.html	
リフォーム資金 （重度身体障害者（児）住宅改造費助成制度等）	助成	渋川市重度身体障害者（児）住宅改造費補助金	新築及び増築を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他市長が特に必要と認めた工事。	市内に居住し、住民登録されており、身体障害者手帳の交付を受けている下肢の障害者で1・2級の者、体幹の障害者で1・2級の者、下肢及び体幹の重複障害者で1・2級の者、視覚の障害者で1級の者、上肢の障害者で1・2級の者（ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者）で該当年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者。	補助対象となる改造経費に6分の5を乗じて得た額と補助基本額60万円の6分の5を乗じた金額とを比較して少ない方の額とする。ただし1,000円未満は切り捨てるものとする。	—	—	随時	予算の範囲内	地域包括ケア課	0279-23-2359	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kenkou/fukushi/syougaisya/p000413.html	
太陽光発電設備等設置費	助成	住宅用温暖化対策設備等導入補助金	家庭における温室効果ガスの排出を抑制するとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、定置用リチウムイオン蓄電池システム、住宅用太陽光発電システム、V2H、EV又はPHEV及びベレットストーブを導入した方に対し補助金を交付する。	①市民である方 ②対象設備を導入した住宅に居住している方 ③対象設備の設置費用を負担した方 ④電力会社と電力供給契約を締結した方 ⑤暴力団員でない方 ⑥市税の滞納がない方 ⑦対象設備について、他の本市補助金の交付を受けていない方	○蓄電池 4kwh以上 50,000円 4kwh未満 30,000円 ○太陽光 30,000円 ○V2H 50,000円 ○EV又はPHEV 50,000円 ○ベレットストーブ 補助対象経費の2分の1 ※上限50,000円、1,000円未満の端数切り捨て			随時	予算の範囲内	環境森林課	0279-22-2114	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/p006515.html	
生ゴミ処理機設置費	助成	生ごみ堆肥化処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化処理容器、微生物による処理容器、電動式生ごみ処理機を購入した者に対し補助金を交付する。	①市内に住所を有し、居住している方 ②市税の滞納がない方 ③暴力団員でない方	○生ごみ堆肥化処理容器 3,000円 ○微生物による処理容器 2,000円 ○電動式生ごみ処理機 25,000円			随時	予算の範囲内	環境森林課	0279-22-2114	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/gomi/gominogenvorecycle/p001176.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置整備事業費補助金	新設5人槽138,000円以内・6～7人槽180,000円以内・8～10人槽237,000円以内・11～50人槽237,000円以内。転換5人槽432,000円以内・6～7人槽514,000円以内・8～10人槽648,000円以内・11～50人槽648,000円以内。	専用住宅（小規模店舗併用住宅を含む。ただし、住宅部分の延べ床面積1/2以上のもの）	内容のとおり	—	—	令和7年1月31日までに申請書を提出し、かつ、令和7年2月29日までに実施報告書を提出できるものに限る。	予算の範囲内	業務課	0279-25-7812	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/jyougusidou/gesuidou/p001257.html	